

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号））

改正案	現行
<p>（期末手当） 第26条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。</p> <p>4・5〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第26条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の120を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の120」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、12月に支給する場合には100分の100」とあるのは「100分の55、12月に支給する場合には100分の60」とする。</p> <p>4・5〔略〕</p>

第2条による改正（職員の給与に関する条例）

改正案	第1条による改正後
<p>（期末手当） 第26条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3</p>	<p>〔同左〕 第26条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3</p>

月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 〔略〕

月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の115を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月及び12月に支給する場合には100分の95を乗じて得た額に、墨田区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。

4・5 〔略〕

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。